

発 日 監 第 3 0 号
平成30年3月19日

日 南 町 長 増 原 聡 様
日南町議会議長 村 上 正 広 様

日南町監査委員 石川 賢

日南町監査委員 近藤 仁志

平成29年度定期監査（第2回）の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した監査の結果に関する報告を、同法同条第9項の規定に基づき、次のとおり提出します。

なお、同条第12項の規定により、当該監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

平成29年度定期監査（第2回）の結果

1. 監査の期間

平成30年2月14日、15日

2. 監査を実施した事項

平成29年度（第2回）は、特に次の点について監査を行った。

(1) 議会事務局

- ・日南町議場放送システム改修工事

(2) 出納室

- ・クレジット収納の利用状況

(3) 総務課

- ・庁舎ガスヒートポンプエアコン オーバーホール整備
- ・平成29年度阿毘縁生活改善センター解体工事
- ・ダンプ購入（いすゞエルフダンプ）
- ・開票事務用分類機増設ユニット等購入

(4) 企画課

- ・日南町 Towns-NET 支障移転工事（多里幹 389 号他）
- ・平成29年度福栄地域振興センター解体工事
- ・日南町営バス小型車両（14人乗り）購入（1台）
- ・日南町営バス小型車両（10人乗り）購入（2台）
- ・鳥取県西部地域企業立地促進補助金の交付状況

(5) 住民課

- ・町税等未収金取組み会議の実施状況
- ・住宅改修助成事業補助金の活用状況
- ・清掃センター舗装修繕工事

(6) 建設課

- ・【繰越】 霞地区斜面崩壊復旧工事
- ・【繰越】 町道日南病院線落石対策工事（2工区）
- ・除雪ドーザ（8t級、WA100-7）購入
- ・【繰越】 町道下多田線（下多田橋）橋梁修繕工事
- ・福栄地区簡易水道配水管布設工事

- ・福栄地区簡易水道配水池塗装防水改修工事

(7) 農業委員会

- ・農業者年金事務受託事務
- ・農業者年金事務全般（進達等）、加入状況、加入促進活動

(8) 農林課

- ・ワイヤーメッシュ柵購入
- ・日南町畜産センターの状況について
- ・町造林事業（請負事業）の実績に係る契約関係書類
- ・林道維持管理事業
- ・平成 29 年度日南町管理林道草刈業務（L=34, 328m）

(9) 教育課

- ・日南町体育館改築工事実施設計監理業務
- ・日南町総合運動場管理棟屋根改修工事
- ・学校給食調理・配送業務委託

(10) 福祉保健課

- ・日南町介護福祉人材育成奨学金の活用状況
- ・あかねの郷中央監視装置更新工事
- ・あかねの郷運動療法機器購入業務
- ・あかねの郷洗濯機及び乾燥機更新業務

(11) 日南病院

- ・パソコン購入（3 台、7 月）、（7 台、10 月）
- ・生化学自動分析装置購入

3. 監査の範囲及び方法・結果について

監査項目のうち工事関係及び委託関係事業については、事前に監査調書作成を求めた。提出された監査調書の項目に基づき、担当課長・担当職員に説明を受け、監査委員が起案文書、入札関連書類及び契約書類等の調査をするなどの方法により実施した。

なお、監査調書作成を行わない監査項目については、事務事業の実施内容等を監査委員が担当課長・担当職員から聞き取りをするなどの方法により実施した。

監査の結果、おおむね適正に処理されているものと認められたが、次の事項については、改善の検討や適正処理をされるよう要望する。

なお、指摘するには至らなかったが、監査を執行するなかで、改善・検討を要する事項については、その旨指示した。

< 共通事項 >

1. 事務、事業の効果、効率の再検証を

町では毎年、数多くの事務や事業に取り組み、町民の福祉増進に努めているところであるが、その効果、成果、効率についての正確かつ十分な評価ができていないのではなかろうか。これまで監査にあたってはできる限り本来の目的を達成するために

- 1、正確性（決算等の表示が、予算執行の状況や財務の状況を正確に表現しているか。）
- 2、合規性（会計経理が、予算、法令、規則等に従って適正に処理されているか。）
- 3、経済性（事務、事業の遂行及び予算の執行が、より少ない経費で実施できているか。）
- 4、効率性（同じ費用で、より大きな成果が得られないか、あるいは費用対効果の検証ができていないか。）
- 5、有効性（事務、事業の遂行及び予算執行の結果が所期の目的を達成しているか。また効果を上げているか。）

の5項目を念頭に置いて実施してきたつもりであるが、あまりにも膨大な数量であるため、監査の能力や体制と相まって十分かつ正確な監査ができていないと反省せざるを得ない。

とりわけ、正確性、合規性、経済性に監査の力点を置いたため効率性、有効性については十分な監査が及ばなかった点がある。

監査委員による詳細な監査はもとより、議会が決算審査等で徹底した審査を行うことは当然であるが、なによりも、実施主体である行政が内部において成果の検討会あるいは評価システムなどを設けて町民の目線にたち、政策や事業の成果、効果の検証を行うべきではなかろうか。そして、その反省の上に立って次の政策を展開することが肝要である。そのことがより町民の福祉増進につながるようになるように思われる。